

## 政府調達に関する自主的措置におけるSDR基準額の円貨換算レート

政府調達に関する自主的措置におけるSDR基準額については、令和6年1月25日付官報掲載の財務省告示第24号を基礎として、下記のとおり円貨換算レートが定められている。（令和6年4月1日より令和8年3月31日までの間に締結される調達契約について適用。）

### 記

|             |           |
|-------------|-----------|
| 500SDRの邦貨   | 9万円       |
| 10万SDRの邦貨   | 1,800万円   |
| 38.5万SDRの邦貨 | 6,900万円   |
| 80万SDRの邦貨   | 1億4,000万円 |
| 200万SDRの邦貨  | 3億6,000万円 |
| 500万SDRの邦貨  | 9億円       |